

(2) 基本的施策の取組状況及び評価

①社会全体による取組の促進

- ◇ 少子化対策の理解促進のため、少子化フォーラムの開催や情報誌等を活用した普及啓発等を幅広く行ってきたところです。
- ・ 道民意識調査の結果からは、社会全体で子育てを支援していくこうという意識が少しづつ高まっているとともに、仕事と家庭の両立支援の考え方も少しづつ浸透してきていることが伺えます。
- ・ 今後も、様々な機会や方法で、長期的に普及啓発を継続実施していくよう検討が必要です。
- ◇ 社会全体による推進体制を整備するため、少子化対策圏域協議会を14圏域に設置するとともに、地域住民の参加による取組の促進や市町村の実情に応じた施策の充実を支援することとし、地域の子育て支援ボランティア団体である「せわすき・せわやき隊」の登録促進及び市町村及び企業等と連携した「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進、さらには関連情報の提供などの取組を進めてきました。
- ・ 「せわすき・せわやき隊」は、登録要件として、市町村全体を網羅する組織としていたことから、住民による小規模な子育て支援団体が加入できないなどの課題があり、登録要件の見直しを行ったものの、組織化の進捗率は大きく伸びていない状況となっています。
- ・ 様々な団体への働きかけを行うことや各地域における取組を有機的に結びつけるなど、地域全体での取組となるよう検討が必要です。

②子どもの権利及び利益の尊重

- ◇ 子どもの権利及び利益の尊重を図るため、機関誌等による普及啓発や児童福祉施設等における苦情解決のための第三者委員の設置、「少年の主張大会」の開催などを行ってきました。
- ・ 虐待される子どもの数が増加していることなどから、権利侵害行為から児童を護るために普及啓発等の継続について、検討が必要です。
- ◇ 子どもの意見が社会に反映されるよう、北海道子どもの未来づくり審議会に子ども部会を設置し、部会の意見を道施策に反映させるとともに、各市町村に情報提供を行うほか、「青少年100人委員会」の開催等に取り組んできたところです。
- ・ 子ども自身が少子化問題を考える機会や、子どもの意見を反映する機会の確保が図られ、一定程度の効果が得られていると考えられます。
- ・ 子どもの意見がより一層社会に反映されるよう、取組方法等の検討が必要です。

③地域における子育て支援体制等の充実

◇ 身近な市町村に子育て支援の拠点が設置されるよう、子育て支援センター等のネットワークづくり等地域での普及活動を支援してきました。また、団体の情報誌やHPなどで子育て支援に関する制度や活動の情報提供を行うとともにNPO・ボランティアに対する研修の実施、老人クラブや児童委員活動など子育て経験者等を活用した子育て支援体制の充実に努めてきました。

- ・ 子育て支援拠点は徐々に増加しているものの、目標に対する整備の遅れがあり、住民ニーズを踏まえた上で、着実な整備促進に向けた検討が必要です。
- ・ 子育て支援に関する情報提供について、対象に適した効果的な方法について検討する必要があります。

◇ ひとり親家庭の自立のための就業に関する支援として、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や職場開拓、技能習得のための講習会等を行うとともに、児童養護施設に入所する子どもたちの社会的自立を図るために地域小規模児童養護施設の設置促進、さらに家庭的養護を促進するため、全道8か所での里親研修会を通じ、里親制度の普及啓発等に努めてきているほか、自閉症・発達障害支援センターの整備や巡回相談の実施など、障がいのある子どもへの支援体制の整備などを進めてきました。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターは、十勝圏、道央圏で未整備であり、早期の整備に向けた検討が必要です。
- ・ 家庭での養育に恵まれない子どもの社会的養護体制の充実が求められており、里親など家庭的養護や小規模なグループケア等の促進などの検討が必要です。

④保育サービス等の充実

◇ 通常保育については、施設整備等により定員増が図られ、延長・夜間・休日など多様な働き方を支援するサービスを実施する保育所が増えました。また、一時保育やショートステイ、幼稚園の預かり保育など、子育て支援として気軽に利用できるメニューを持つ施設も増えています。

- ・ 保育所定員を増加しても、都市部を中心に待機児童がなお発生しているという現状があり、解消に向けて、保育の潜在的なニーズの把握とニーズに沿った整備について検討する必要があります。
- ・ 休日保育、特定保育、病児・病後児保育については、休日に対応する職員や、病気の子どもに対応する看護師の人材確保、市町村における財政的な制約などから、整備が進んでいない状況があり、必要な地域に確保されるよう、市町村と連携して課題解決に向けた取組について検討する必要があります。

◇ 保護者が就労等で昼間いない児童のための放課後児童クラブは、着実に増加しています。さらに、すべての児童に安全・安心な居場所を確保する放課後子どもプランの取り組みが始まり、だれでも参加できる放課後子ども教室との連携方法の検討を進めるとともに、指導員の研修を実施しました。

また、ファミリー・サポート・センターによる保育所への送迎などの相互援助活動の促進を図ってきました。